



2021年6月8日

各位

会社名 パ ス 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役 堀主知ロバート
 (コード番号：3840 東証第二部)
 問合せ先 管理本部長 塚田 岳 士
 T E L 03-6823-6664(代表)

(訂正) 「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」の
 一部訂正について

2021年6月7日に開示しました「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」の記載内容を一部訂正いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は網掛けで表示しており、訂正のない箇所は省略しております。

記

訂正前

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>-----省略-----</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>-----省略-----</p>
<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>-----省略-----</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>-----省略-----</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
-----省略-----	<u>第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数をもって行う。</u>
-----省略-----	-----省略-----

訂正後

現行定款	変更案
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
-----省略-----	-----省略-----
(任期)	(任期)
第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
2. <u>増員又は</u> 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任</u> 取締役の任期の満了するときまでとする。	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u>
-----省略-----	-----省略-----
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
-----省略-----	<u>第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
-----省略-----	-----省略-----

以上